# それって「虐待」かも

赤穂市立赤穂小学校

令和4年11月16日



11月は、

「児童虐待防止推進月間」です。

この機会に、「児童虐待」について

おさらいしておきましょう。

「児童虐待」は、

次の4つの種類に分類されます。

身体的虐待

性的虐待 ネグレクト

心理的虐待

### ①身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、

激しく揺さぶる、やけどを負わせる

溺れさせる、首を絞める、

縄などにより一室に拘束する など

#### ②性的虐待

子どもへの性的行為、

性的行為を見せる、

性器を触る又は触らせる

ポルノグラフィの被写体にする など

## ③ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない

ひどく不潔にする、

自動車の中に放置する、

重い病気になっても病院に連れていかない など

## 4心理的虐待

言葉による脅し、無視、

きょうだい間での差別的扱い、

子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう、

きょうだいに虐待行為を行う など

ご心配な点、ご不安な点などありましたら、

赤穂市役所 子育て支援課 (43-6808) まで

ご相談ください。



その他にも、以下のような連絡・相談先があります。

児童相談所全国共有ダイヤル Tel: 189

姫路こども家庭センター

Tel: 079-294-9119 (児童虐待防止24時間ホットライン)